

総務政策委員会記録

開会年月日	令和5年10月4日
開会時刻	午前9時57分
閉会時刻	午前10時20分
出席委員名	◎岡田善行 ○大西要一 川口 浩 久保 真
	鈴木豊司 西山則夫 浜口和久
	品川幸久 議長
欠席委員名	なし
署名者	川口 浩 久保 真
担当書記	中谷圭佑
審査案件	議案第70号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第6号） （総務政策委員会関係分）
	議案第72号 伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する 条例の一部改正について
	議案第73号 伊勢市附属機関条例の一部改正について
	議案第75号 伊勢市火災予防条例の一部改正について
	議案第99号 小型動力ポンプ付積載車の取得について
	令和5年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について
説明員	総務部長、総務部参事
	情報戦略局長、情報戦略局次長、文化政策課長
	消防長、消防本部次長、消防本部参事、消防総務課長、消防課長
	消防課副参事
	その他関係参与

審査経過

岡田委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に川口委員、久保委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、9月19日の本会議において審査付託を受けた「議案第70号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中、総務政策委員会関係分」外4件を審査し、いずれも全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定した。

次に、「令和5年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」を議題とし、今年度に報告を求める5事業を決定し、閉会中の継続調査事項として申し出ることを決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時57分

◎岡田善行委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、川口委員、久保委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る9月19日の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けた5件及び「令和5年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」の合わせて6件であります。

案件名については審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。

審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【議案第70号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）（総務政策委員会関係分）】

◎岡田善行委員長

それでは、「議案第70号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の16ページをお開きください。款11教育費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

川口委員。

○川口浩委員

郷土資料館整備事業についてお伺いします。7月3日の総務政策委員協議会、8月30日の同じく協議会でも、大方議論、論点というのは出たと思うんですが、ちょっと確認の意味も含めてお聞きしたいと思います。

現在の候補地とは別の場所、あるいは、現在地での建物の更新というのは、選択肢に入らなかったでしょうか。

◎岡田善行委員長

文化政策課長。

●増田文化政策課長

郷土資料館の設置場所につきましては、6月定例会時の総務政策委員協議会でもお示ししましたとおり、いせ市民活動センター北館2階に設置をする予定であります。

今回の基本計画策定等につきましても、この場所を前提として考えております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

川口委員。

○川口浩委員

現在地であるという前提で考えますと、建物からは少し離れますけれども、駐車場の収容能力の問題とか、駐車場へのアプローチの問題、これは集客能力にも関わってくる問題でもありますし、利用者の利便性にも関わってくる問題ですが、駐車場の収容能力の問題などは今後、どう考えていくんでしょうか。

◎岡田善行委員長

文化政策課長。

●増田文化政策課長

駐車場等外構の整備につきましても、今後検討してまいります。その収容能力等につきましても合わせて検討したいと考えております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

川口委員。

○川口浩委員

検討委員会の中で検討するという理解でよろしいでしょうか。

◎岡田善行委員長

文化政策課長。

●増田文化政策課長

その検討委員会の検討段階において行います。以上でございます。

◎岡田善行委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、款11教育費の審査を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

次に、8ページへお戻りください。歳入の審査を一括でお願いします。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、1ページにお戻りください。1ページから4ページの条文の審査を一括でお願いします。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で議案第70号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第70号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中、総務政策委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第72号 伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について】

◎岡田善行委員長

次に、条例等議案書の1ページをお願いいたします。

1ページから6ページの「議案第72号 伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関

する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第72号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第72号 伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第73号 伊勢市附属機関条例の一部改正について】

◎岡田善行委員長

次に、7ページをお開きください。

7ページから15ページの「議案第73号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第73号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第73号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第75号 伊勢市火災予防条例の一部改正について】

◎岡田善行委員長

次に、19ページをお開きください。

19ページから48ページの「議案第75号 伊勢市火災予防条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ここではですね条例改正の内容ではなくて、議案の調整の仕方につきまして若干お伺いいたしたいと思いますので、法令担当の方にお答えをいただくとありがたいというふうに思っております。

条例改正の議案につきましては通常参考ではありますが、改正後と改正前の比較を添付いただいております。

その中で、改正前改正後にアンダーラインをつけていただいている部分があるんですが、それは何を意味するのかまず確認をさせていただきます。

◎岡田善行委員長

総務部参事。

●中川総務部参事

改正箇所を示すものということでアンダーラインを引かせていただいております。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

改正された箇所にアンダーラインをつけたということで理解いたしました。その上で、議案書の28ページから48ページにかけて、別表第3の改正後と改正前の表が添付をいただいております。

そこでは厨房施設の項全ての部分にアンダーラインがつけられておるんですが、この厨房施設の項全体に、改正があったものという解釈でチェックをかけてみました。

私は条例改正の場合ですね、本文だけではなかなか理解ができませんので、いつも参考として記載をいただいております改正前後の資料でもって審査に臨んでおるんですが、そういうことで別表第3につきましても1項目ずつチェックを行いました。

その結果ですが、ほとんどの部分での改正は見られずに、改正があったところは、厨房設備の中に固体燃料の項が追加をされていたと、そういうことであることを確認をしたところでございます。

コピーしながらも大変手間がかかったわけですが、なぜ改正をされていない気体燃料の項であるとか、上記に分類されていないものの項にまでアンダーラインをつけてあるのか、御説明をいただけないでしょうか。

◎岡田善行委員長
総務部参事。

●中川総務部参事

おっしゃいますとおり、今回の表の改正ですと、改正の箇所を丸ごと入れ替えるという方式を取っている改正手法になっています。

今回の改正につきましては、21ページの改正の条文改め文を見ていただきたいんですけども、別表第3 厨房設備の項を次のように改めるということで、項の厨房設備の部分を丸ごと置き換えるという改正手法を取ってございます。

今回こういう改正手法を取ったことについては、これの大本の総務省令がこの方式を取っておりますので、それをそのまま使わさせていただいておることがございます。

ただ、おっしゃいますとおり、この項を丸ごと置き換えるんじゃないくて、実際の改正の部分を抜き出してその部分を置き換えるという方法も、改正の手法としては可能ですので、どちらを取るかというのは、どちらでもいいと言ってしまうんですけども、どちらのほうを取るかというのは、その時に全体を見ながらの判断ということもあるんですけども、今回は総務省令の改正の手法をそのまま使わさせていただいたということでございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

法令に基づいて全部改正する手法を取ったということは理解をしますが、なぜ、あくまで参考ですんで、先ほど冒頭に言ってもらったように、改正のあった部分だけラインを引いてもらったらより見やすくなるんじゃないかと思うんです。全然改正もされていないところまでラインを引く必要あるんですか。

◎岡田善行委員長
総務部参事。

●中川総務部参事

改正の改め文がこの項を丸ごと置き換えるという形を取っていますので、該当の箇所を下線を引いてあるということで、実際の文字が変わった部分はおっしゃるとおりぎゅっとしたところになるんですけども、今回は改め文のとおり下線を引いてあるということで、申し訳ないですけども御理解いただきたいと思います。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

理解しろと言われても理解できないんですよ。実際に変わった部分だけ線を引いても
らわないことには、我々見ておっても分からないですよ。

僕全部チェックしたんですよ。こんな必要ないですよんか、アンダーラインが引いてな
かったら。どうなんですかこれは。

◎岡田善行委員長

総務部参事。

●中川総務部参事

すみません。これはもうごめんなさいと言うしかないんですけども、改め文のとおり
に引くというのがこれまでの習わしですので、そのようにさせていただいております。

こういう場合は、実際の改正部分をさらに抜き出す改め文の書き方をすれば、その改正
箇所だけということになるんですけども、今回は省令に倣って、表の項の部分を丸ごと置
き換えるという手法を取りましたので、申し訳ないですが御理解いただきたいと存じます。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

もうこれ以上言いませんけどね、改正文のところ全てにアンダーラインするというこ
とは、過去にもそんな例はなかったと思いますよ。実際に変わった部分だけ、アンダー
ラインを引いてもらえれば、見るほうも本当分かりやすいんですよ。その辺を十分理解して、
これから対応してください。

◎岡田善行委員長

よろしいですか。

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第75号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第75号 伊勢市火災予防条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと
決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第99号 小型動力ポンプ付積載車の取得について】

◎岡田善行委員長

次に、議案第99号の議案書をお願いいたします。

「議案第99号 小型動力ポンプ付積載車の取得について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

久保委員。

○久保真委員

少しお聞かせください。これ決算書にもね、2台の分は出ていたりしましたけど、これ昨年度よりまた価格が上昇していると思います。仕様の変更とかあったのか、その理由は何かちょっと教えていただけませんかでしょうか。

◎岡田善行委員長

消防課副参事。

●藤原消防課副参事

久保委員の御質問にお答えを申し上げます。価格の上昇についてでございますけども、ベースとなる車両の一部改良があったこと及び物価高騰によるものであると認識をしております。なお大きな仕様の変更はございません。以上でございます。

◎岡田善行委員長

久保委員。

○久保真委員

仕様の変更はおおむねなく、昨年と同じというか同様というふうなことだと分かりました。そこでお聞きしたいんですけど、今回の買入れというのは小俣と浜郷地区の一色というふうな説明をいただいています。この小俣においてはですね、合併当時から大きな消防ポンプ車というのが入っていると思うんですけど、今回これ小型のポンプ付積載車に変更しても地域的には問題はないんですか。ちょっとお聞かせ願えますか。

◎岡田善行委員長

消防課副参事。

●藤原消防課副参事

消防自動車のほうから小型動力ポンプ付積載車に変更していくという御質問だと思います。平成17年の合併当時から消防ポンプ自動車でございましたが、消防団の御理解も得

ながら、費用対効果も考えまして、小型動力ポンプ付積載車に更新していくという方針で事業を進めておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

◎岡田善行委員長
久保委員。

○久保真委員

分かりました、ありがとうございます。ちょっと小さくなるけども、地域とはちゃんと相談してこういうことになったんやということですね。

小さくなった加減で、その地域の小俣の方、何かちょっと小さくなったなというようなことはなかったんやと思うんですけど、その辺はどうですか。

◎岡田善行委員長
消防課副参事。

●藤原消防課副参事

地域特性でございますとか、消防団にしかですね、対応できないような細い場所に入っていける等もでございます。それから消防団の皆様方には十分な御説明をした上で変更しているところでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長
久保委員。

○久保真委員

ありがとうございます。納得はさせていただきました。

次に処分について、ちょっとお聞かせ願いたいと思うんです。この処分については過去にもですね、ここの委員会なんかでも質問をしてもらっていると思います。いろいろそのときの答弁等を見ますと悪用等のリスクも考慮しながらですね、永久抹消登録による処分をしているというふうな話でした。

その後、他市の状況とかを見て研究するというようなお話もいただいていると思うんですけど、その後の進捗等についてどのようにお考えかちょっとお聞かせ願えますか。

◎岡田善行委員長
消防課長。

●長田消防課長

久保委員の質問に御説明申し上げます。6月の定例会でその悪用等のため、処分については現在、解体等を伴う永久抹消登録をしているところでございます。

県内他市の中にもですね、インターネットオークション等で売却しているところもござい

ますので、その他市の状況をですね、現在研究中でございます。

何分 20 年経過している古い車でございますので、また赤色灯、あるいは無線機等、こういったものを外したりする費用もかさんでまいりますことからですね、より慎重に研究してまいりたいと、このように考えているところでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長

久保委員。

○久保真委員

分かりました。ありがとうございます。いろんな備品だけでも外して売ってしまわれることのないようにということだと思います。

それでは車両のですね、その更新年数についてちょっとお聞きしたいんですけど、お話しさせてもらいますけど、決してその消防団のほうを軽んじているわけではなくてですね、処分される車両というのはまだまだ走行距離も少ないんだというふうに聞いています。先ほど言われたように、悪用等のリスクも考慮し処分されるということなんですけど、内燃機関等々はまだまだ寿命が見込めてですね、私ども一般的に一般人が考えるとまだまだ乗れるよ、走行距離は少ないんやったらまだまだ乗れるやんというようなことだと思うんですけど、この辺ですね、もう少し長く使ってほしいと私は思うんですけど、その辺のお考えはありますか。ちょっと聞かせてください。

◎岡田善行委員長

消防課長。

●長田消防課長

ただいまの御質問に御説明を申し上げます。車両の更新につきましては、現在、車両更新計画に基づきまして進めているところでございます。現在その車両の整備状況、あるいはその修繕部品の調達を考慮して、おおむね 15 年程度の更新時期の目安とさせていただいているところでございます。

車両の更新につきましては車両の状態、これにつきましては車両も耐久消費財でございますので、その終えんを見極めるのは大変難しいところでございますが、今後はですね、車両の性能も格段に向上しているところでございますので、消防団員の皆様方と御協議、あるいは御意見を伺いながら、将来の延長を視野に更新計画を見直してまいりたい、このように考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎岡田善行委員長

久保委員。

○久保真委員

分かりました。先ほど言わせてもらったように、そのようにもっとう長く使えないのかというような思いがですね、私だけじゃなくて市民の皆様も同じような意見だと思い

ますんでね、今後ともしっかり計画をしていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。
もう返事はよろしいです。

◎岡田善行委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 99 号の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第 99 号 小型動力ポンプ付積載車の取得について」は、原案どおり可決すべしと
決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。
以上で付託案件の審査は全て終了いたしました。
お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願ひたいと思ひますが御異議ご
ざいませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【令和 5 年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について】

◎岡田善行委員長

次に、「令和 5 年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」を御
審査願ひます。本件については 8 月 30 日の総務政策委員協議会において報告を受ける事
業を 5 事業程度とし、その選定については正副委員長に一任されております。

本年度は、御手元にお配りした資料に記載の 5 事業を報告対象の事業としたいと思ひま
すが、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、お諮りいたします。

当局から報告を受ける事業につきましては、外部人材活用事業、デジタル活用推進事業、
公共施設マネジメント事業、地域自治推進事業、防犯カメラ設置推進事業と決定し、また、
本件については、閉会中の継続調査事項として申し出ることと決定いたしまして御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で御審査いただきます案件の審査を終わりましたので、これをもちまして、総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時20分

上記署名する。

令和5年10月4日

委員長

委員

委員